（前方安定度）

第十四条　移動式クレーン（浮きクレーンを除く。）は、安定限界総荷重の値が、定格総荷重に一・二五を乗じた値にジブの質量のうち先端部等価質量に〇・一を乗じた値を加えた値以上である前方安定度を有するものでなければならない。

2　前項に規定する前方安定度は、移動式クレーンが次の状態にあるものとして計算するものとする。

一　前方安定度に影響がある質量は、移動式クレーンの前方安定に関し最も不利となる状態にあること。

二　水平かつ堅固な面の上にあること。

第二十五条　（略）

2　（略）

一　（略）

二　通電部分と前号の外被との間は、耐電圧試験において、日本工業規格C八二〇一―四―一（低圧開閉装置及び制御装置―第四部：接触器及びモータスタータ―第一節：電気機械式接触器及びモータスタータ）に定める基準に適合する絶縁効力を有する構造とすること。

三・四　（略）

五　動力回路を直接遮断する構造のものにあっては、通電部分は、温度試験において、日本工業規格C八二〇一―四―一（低圧開閉装置及び制御装置―第四部：接触器及びモータスタータ―第一節：電気機械式接触器及びモータスタータ）に定める基準に適合するものであること。

（過負荷防止装置）

第二十七条　移動式クレーンは、過負荷防止装置を備えるものでなければならない。ただし、次に掲げる移動式クレーンで過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置（次条第一項に規定する安全弁及び荷重計を除く。）を備えるものにあっては、この限りでない。

一・二　（略）

（穴あけ）

第三十九条　構造部分のリベット穴及びボルト穴は、かえり及び割れが生じない方法によってあけられていなければならない。

（削る）

（削る）

第四十五条　移動式クレーンのうち、特殊な構造のもの又は国際規格等に基づき製造されたものであって、前各章の規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。

（削る）

（削る）

（前方安定度）

第十四条　移動式クレーン（浮きクレーンを除く。）は、次の式により計算して得た値が一・一五以上である前方安定度を有するものでなければならない。

$$S_F = \frac{M_P + M_a + M_O}{M_P + M_a}$$

この式において、S_F、M_P、M_a及びM_Oは、それぞれ次の値を表すものとする。

S_F　前方安定度

M_P　ジブの質量のうち先端部等価質量（単位　トン）

M_a　定格荷重とつり具の質量の和（単位　トン）

M_O　安定余裕荷重（単位　トン）

2　前項に規定する前方安定度は、移動式クレーンが次の状態にあるものとして計算するものとする。

一　前方安定度に影響がある質量は、移動式クレーンの前方安定に関し最も不利となる状態にあること。

二　水平かつ堅固な面の上にあること。

第二十五条　（略）

2　（略）

一　（略）

二　通電部分と前号の外被との間は、絶縁抵抗試験及び耐電圧試験において、日本工業規格C八三二五（交流電磁開閉器）に定める基準に適合する絶縁効力を有する構造とすること。

三・四　（略）

五　動力回路を直接遮断する構造のものにあっては、通電部分は、温度試験において、日本工業規格C八三二五（交流電磁開閉器）に定める基準に適合するものであること。

（過負荷防止装置）

第二十七条　移動式クレーンは、過負荷防止装置を備えるものでなければならない。ただし、次に掲げる移動式クレーンで過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置（次条第一項に規定する安全弁を除く。）を備えるものにあっては、この限りでない。

一・二　（略）

（穴あけ）

第三十九条　構造部分のリベット穴及びボルト穴は、次に定めるところによらなければならない。

一　ドリルを用いてあけられていること。

二　かえり又はまくれがないこと。

第四十五条　次のいずれかに該当する移動式クレーンで前各章の規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。

一　輸入した移動式クレーン

二　特殊な構造の移動式クレーン